

青森県報

号外第四十九号

平成二十八年
五月二日
(月曜日)

目次

謝 辞

住出雄樹様からのご挨拶……… (謝 辞) …… 1

留 査 報

住民監査請求に係る監査結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成28年5月2日

青森県監査委員 泉 山 哲 章
同 川 嶋 由 紀 子

住民監査請求に係る監査結果

第1 請求書の提出

平成28年2月22日

第2 請求人

弘前市民オンズパーソン

第3 請求の内容

（なるべく措置請求書の原文に即して記載したが、項目番号は一部変更し、誤字等は修正した。ただし、事実証明書は省略した。）

1 請求の趣旨

監査委員は、別紙の「五所川原市立佐武多を活用した青森県とブラジルの国際交流及び青森県の国際観光振興に関する調査」に係る違法不当な公金支出について、青森県知事に対し、同調査に参加した青森県議会議員から青森県に返還を求め、青森県の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

2 請求の理由

(1) 事案の概要

本件は、本件海外旅行が、参加した青森県議会議員による事前調査と企画によりなされたものではなく、後述するとおり五所川原市が「五所川原立佐武多海外情報発信事業」として行った旅行に単に随行してなされたもので、同県から視察費用として多額の公金が出された中、本件海外視察に係る派遣決定及びこれに伴う公金支出等が違法・不当であることを理由に、青森県に生じた損害を填補すべく、貴職らに対し、必要な措置・勧告を求める事案である。

(2) 当事者

ア 請求人は青森県と会員らの居住する弘前市等の不正、不当な行為を監視し、その是正を求める活動をしている権利能力なき社団である。

イ 本件旅行に参加した神山久志議員及び寺田達也議員はいずれも当時から青森県議会議員（所属党派：自由民主党）である。

(3) 本件の経過

ア 平成26年秋ころ、寺田達也議員は、五所川原市に対して、「立佐武多がソナパロに行く」と聞いたがどうい内容のものか」との問い合わせをした。これに対して、平成26年10月14日、五所川原市総務部秘書課から寺田達也事

務所 A 様宛で、「寺田議員から電話連絡のあった件について連絡します。」との FAX 送信票が送信された（事実証明 1）。

前記 FAX によれば、旅行内容は「サンパウルカーニバルへの立役武多（鹿嶋大明神と地震鯨）の出陣」というものであった。

また、本件旅行行程について五所川原市総務部秘書課から県議会事務局総務課宛 FAX 送信された平成26年11月27日付書面（事実証明 2）には「2 / 11 ~ 2 / 17 までのサンパウロの行程が決まりましたので FAX いたします。青森発が 2 / 11 2 / 10 に変更、またトルコ航空を利用することになりました。」「エコノミー利用で 78 万円 / 1 人とのことですが、明日 JTB より見積りが届きます。」「寺田県議には、まだ連絡していません。」との記載がある等、一連の FAX 送信票記載内容からは本件旅行目的、内容の他、旅費について、神山、寺田議員ら（以下、「県議ら」という）によって計画、準備されたものではなく、五所川原市総務部秘書課において市独自の事業として企画し、具体化されたものであったことが窺える。

イ 平成26年12月1日付で本件旅行にかかる神山、寺田両議員連名による議員派遣提案書が議長宛に提出された（事実証明 3）。

ウ 議長宛に提出された提案書は、青森県議会議員の議員派遣に関する申し合わせ事項第 3 第 1 項及び第 2 項に基づき、第 280 回定例会にかかる平成26年12月9日開催の議会運営委員会で審議され（事実証明 5）、同定例会最終日（平成26年12月9日）、本会議において県議らのラジアル連邦共和国サンパウロ市への派遣を採決、賛成多数により決定した（事実証明 6）。日本共産党会派所属と無所属議員らの反対はあったものの、賛成多数により派遣することが決定されたが、前記議会運営委員会記録のみならず、本会議会議録を見ても本件派遣旅行の必要性について議会が真摯に検討したということとは窺えない。

エ 本件旅行に対して青森県は、平成27年2月25日、神山議員分 72 万 6,850 円、寺田議員分 71 万 6,645 円の旅費を精算した。なお、神山議員については羽田、青森空港間の国内航空旅費のうち、帰路分 キャンセル料 3,475 円が含まれていた（事実証明 7）。

オ 旅行は行程表どおりに平成27年2月10日から同月17日まで実施された。

カ 同年3月9日、両議員による議員派遣結果報告書（事実証明 4 以下、「報告書」という。）が青森県議会議長宛提出された。

(4) 必要な措置を講ずべきことについて

ア 本件海外視察について支出された上記の合計 1144 万 3,496 円の公金支出については、以下に述べるとおり違法若しくは不当な公金の支出ないし財産の管理を怠る事実があることは明らかであり、かかる事態を是正すべく必要な措置を講ずべきである。

イ 関連規定

(ア) 地方自治法第 100 条第 13 項は「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」としている。

したがって、議会が議員を派遣することができるのは、「議案の審査」「当該普通地方公共団体の事務に関する調査」「その他議会において必要があると認めるとき」のいずれかに該当するときと限定されており、加えて、会議規則の定めにも則りすることができるのである。

(イ) これを受け、青森県議会会議規則第 123 条は「法第百条第十三項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」と定めている。

(ウ) また、青森県議会議員の議員派遣に関する申し合わせ事項（平成14年3月19日決定 平成23年1月21日改正 事実証明 8）第 2 では、「議員派遣は、毎年度、予算の範囲内において実施することとする。」とされ、第 3 では、議員派遣を提案する議員は、議員派遣提案書をあらかじめ議長に提出することが義務づけられ（第 1 項）、議長は、議員派遣の提議に当たって、別記に掲げる基準を助案のうえ、議会運営委員会に諮ることとされている（第 2 項）。第 4 においては、提案された議員派遣について、緊急の場合は議長に、通常の場合は議会の議決により変更又は取り消しができ、第 5 において「議員派遣を終了した議員は、議員派遣結果報告書を作成し、議長に提出しなければならないが、議長は、議員派遣の結果を本会議に報告すること義務づけられ、提出された報告書は「議会図書室に備え置き、閲覧に供するほか、任期中、議会ホームページに掲示する」こと

とされている。

- (ウ) さらに、前記申し合わせ事項第3第1項別記「1 海外派遣」第1項には「海外派遣は、本県の課題又は重要な事務に関する海外諸国の調査について行う。」ものとされ、「海外派遣は、任期中において議員24人以内」で、「任期中において同一の議員は二回派遣」せず(第2項)、「旅費の支給額は「青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例」に基づき算定した額」で「議員一人の支給最高限度額は、80万円」としている(第3項)。

ウ 海外視察における違法性の判断枠組み

(ア) 前記イ(ア)、イ(イ)のとおり、青森県議会議員の海外視察は、通常は県議会の議決により、緊急を要する場合は議長において派遣の目的、場所、期間その他必要な事項について明らかにし、内容を審査し、これを決定することができるものではなく、上記審査決定は、全く自由に恣意的にすることができるものではなく、その裁量には制限がある。この点、海外視察における違法性の判断枠組については、東京高裁平成25年9月19日判決が以下のとおり示しており、本件でも参照されるべきである。

「もとより、普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために合理的な必要性があるときは、その裁量により議員を国内や海外に派遣することができる。しかしながら、議員派遣の合理的な必要性が認められない場合にまで派遣を行うことが許されないのは当然のことであって、例えば、派遣目的が議会の機能を適切に果たすために必要のないものである場合や、行き先や日程等が派遣目的に照らして明らかに不合理である場合に派遣するなど、上記裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、議会による議員派遣の決定は違法になると解される(最高裁判所昭和63年3月10日第一小法廷判決・裁判集民事153号491頁、最高裁判所平成9年9月30日第三小法廷判決・裁判集民事185号347頁参照)。

以上によれば、山梨県議会議員の海外研修については、議会運営及び議会審議等の資質の向上を図り、もって県民福祉の増進に資するという研修の趣旨に鑑み、海外研修の行き先や日程等が、『県政にかかわる分野及びこれに関連する分野』について、海外事情の調査、研究、をすることに該当すべき海外研修の目的に照らして明らかに不合理である場合には、議

会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があるものとして議員派遣決定は違法になると解される。」

- (イ) 上記東京高裁判決は、上記判断枠組みを前提として、具体的な判断に際しては、視察目的がそもそも合理的であるか、視察目的との関係において適切な視察先が選定されているか、具体的な視察内容が視察目的と合理的に関連しているか、事後の報告書において、視察目的との関係で何らかの具体的な情報等をもたらしたり、県政にかかわる分野及びこれに関連する分野についての調査研究として、何らかの施策の検討等に繋がるような有益な情報をもたらしたといえるか(外形的抽象的情報の記載や訪問するまでもなくわが国で容易に入手できるか否か等)、実質的には海外研修に名を借りた観光中心の私的旅行といえるか(一般の観光旅行における見学とは異なる何らかの特段の調査研究がなされた事情の有無等)等を個別具体的に、かつ、個別の調査目的、調査内容等に照らし踏み込んで判断している。

- (ウ) 本件においても、海外視察の趣旨や上記裁判例等に照らし、議会における裁量権の行使に逸脱又は濫用があるかにつき、表面的にはなく、個別具体的に踏み込んだ検討・判断がなされなければならない。

エ 本件海外視察にかかる公金支出の違法性・不当性

(ア) はじめに

以上を前提に、以下に述べるところからすれば、本件海外視察において、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があることは明らかであり、本件派遣決定及びこれに伴う公金支出等は違法・不当である。

- (イ) 本件旅行を企画し具体化した五所川原市の事業目的

本件旅行は上記のとおり五所川原市が五所川原立佞武多海外情報発信事業として企画したもので、その趣旨は平成26年11月6日に五所川原市総務部秘書課から青森県議会事務局隅田様宛送信されたFAX記載のとおり「2015年は、日本とブラジルが日伯修好通商航海条約を締結し120周年を迎えることから、サンパウロカーニバルチーム「アギア・ジ・オウロ」の代表とチーム衣装を手がけている世界的デザイナーのゴジノジュンコ氏が、日本を代表する祭りとして、五所川原立佞武多をカーニバルへ出陣させることを熱望された。市として、国内外への話題性もあり、世界に向けた情報発信として千載一遇のチャンスとして捉え、3年を経過した大型立佞武

多「鹿嶋大明神と地震鯨」を無償譲渡し、2015年2月13日から18日に開催されるサンパウロカーニバルへ出陣させるものです。」であった（事実証明9）。

(ウ) 五所川原市経済部長及び秘書課長による復命書（以下、「復命書」という。事実証明10）

五所川原市が企画した本件旅行にかかる、五所川原市経済部長及び秘書課長の連名による復命書が市長宛に提出されたのは平成27年3月6日付である。

なお、本件旅行日程等について平成28年2月3日に五所川原市秘書課長に聴き取りしたところ、今回の旅行行程については、立佞武多の贈呈式を含むサンパウロ滞在中の全日程は在伯日本領事館主導で組まれていたサンパウロでの行動は、現地の治安の関係もあり、ホテルの各部屋に分かれるまで、全員が同一の団体行動することを余儀なくされており、個人での単独行動ができる環境ではなかったということであった。この点、旅行先の治安が不安定な場合は特段、旅行前の注意事項が旅行参加者に配布、説明されているのが通例であることから、神山、寺田両議員においてもそうした現地の状況と行程については認識があったものと推認される。

(ロ) 神山、寺田両議員による本件旅行目的と行程

本件旅行に同行した果議らによる本件旅行にかかる派遣目的は両議員による報告書に「五所川原市立佞武多を活用した青森県とブラジルの国際交流及び青森県の国際観光振興に関する調査」と記載されている。また、行程は2月10日に青森空港をJL-1206便で発ち、翌11日、成田空港から空路イスタンブール空港へ向かい、2月12日にサンパウロ空港に到着、翌13日と14日の2日間サンパウロでのパレード調査などが行われたこととなっており、その詳細は報告書に添付された「調査報告書」に記載されているので、それぞれの日程において報告書記載内容に基づき、上記復命書記載内容との対比で以下、検討する。

(カ) 「調査報告書」に本件旅行における調査の実質的存在が覗かれるか

a 日程表について

報告書に添付されていた日程表のうち、サンパウロへ到着し、同地を離れるまでのスケジュールについて、とりわけ2月13日、14日については「パレード調査等。（サンパウロ泊）」とだけしか記載がなく、本件

調査目的達成のための具体的な行程は記載されていない。

b 「視察に当たって」について

本件派遣目的は上記のとおり「五所川原市立佞武多を活用した青森県とブラジルの国際交流及び青森県の国際観光振興に関する調査」である。しかし、この目的を達成するためにどのような視点で調査に臨んだかについては、調査報告書の「1 視察に当たって」において触れているものと思量されるが、その内容は概ね、「地方創生」が人口減少問題など県当局においても従前から試行錯誤を交え様々な対策を講じてきた問題を含むもので、解決へ向け、「その糸口の一つとして観光産業の振興を検討してみたい。」ということからしたものであることが窺える記載となっている。

c 「調査内容」について

(a) 2月12日にかかる記載と貼付された写真

同日はサンパウロ空港に到着し、出迎えを受けたこと及び翌日からの活動内容や日程等について、五所川原市関係者とともに打ち合わせを行ったことが記載されているだけである。また、貼付された写真によってもサンパウロ空港で出迎えを受けた集合写真と会場をかえて行われた歓迎の挨拶が交わされていると思われる写真だけで、これらからは果議らによる調査を独自に行うための特段の打ち合わせがあったという事実を窺える記載、状況は見受けられない。

もっとも、前述のとおり、サンパウロでは現地の治安状況から団体行動を余儀なくされていたのであるから、派遣議員らによる調査は、あくまでも五所川原市一行がした旅行行程の範囲内に限られていたものと解され、「翌日からの活動内容や日程等について」の打ち合わせについても派遣議員らによる調査活動について独自の打ち合わせがあったことについて、報告書からは全く推認し得ない。

(b) 2月13日にかかる記載と貼付された写真

カーニバル会場のサンボードロモの山車の待機場で立佞武多の組み立て状況と立佞武多を運行する団体の準備状況を確認したこと、立佞武多の贈呈式が行われたこと、在伯青森県人会主催の昼食会に参加し、青森県の近況や県人会の活動などについて親しく懇談した後、東洋人街地区にある在伯青森県人会館を訪問し、昼食会が開かれ玉城会長か

らの謝辞と近況報告があったことが記載されている。貼付されている写真によっても同様である。しかし、これら記載からは、議員らによる本件調査の目的を達成するための独自の調査が行われたという事実を窺うことはできない。

(c) 2月14日にかかる記載と貼付された写真

カーニバル当日を迎え、午前0時30分にホテルを出発し、カーニバル会場控室で出番を待つ待機していたこと、午前4時55分に五所川原市の一行らとともに山車の横に随行し、カーニバルに参加したこと、史上初となる海外からの参加であり、立佞武多の圧倒的な迫力もあって地元テレビ局の生中継がされたことなどが記載されている。また、午後1時から総領事公邸で開催された昼食会で「カーニバル体験談や様々な情報交換」をしたことが記載され、同内容を裏付ける程度の写真は貼付されているが、県政とのかかわりで、具体的にどのような調査が実際になされたのかについての記載はない。

(d) 2月15日にかかる記載

午前2時にホテルをチェックアウトし、「あつという間に帰路」についたことが記載されている。したがって、2月15日も調査をしたという事実の存在を窺える記載はない。

d 「視察を終えて」について

本件旅行が「休む間も無い過密スケジュールであったこと」、立佞武多の注目度と報道頻度が非常に高かったが、これらの裏には在伯青森県人会、在サンパウロ日本国総領事、コジノ・ジュンコ氏らの支援があったこと、臨時議会を経て補正予算を組むなどの対応をして立佞武多の情報発信をした五所川原市の並々ならぬ思いと実行力に頭が下がる思いで、「我が県が誇る祭りを日本全土へ紹介し、さらには日本を代表する文化として世界に向けて情報発信することは、国内ひいては世界からの誘客と地域経済の活性化に必ず結びつく」と確信した。」「オリンピック・パラリンピック選手団の事前合宿の誘致実現とともに、観光等で訪れた方々に対して青森県民全員で心に残る「おもてなし」を実践し、交流人口の確保と地域活力の持続につなげたいものである。」などと結論づけられているが、きわめて漠然とした記載であり、本件調査目的達成との関係で、具体的にどのような成果を得たのかは不明のままである。

e 復命書との比較

県議らの報告書に用いられた写真、記載内容と五所川原市経済部長らの復命書に用いられた写真、記載内容を比較検討すると、写真はほぼ同一のものが同様の配列で用いられている。また、2月12日から15日までの各日に関する記述はとりわけ、酷似している。

㊦ 五所川原市秘書課課長に送信された青森県議会事務局総務課からのメール（事実証明11）

掲記メールは、平成28年2月3日に情報公開の場で五所川原市において入手したもので、発信者は青森県議会事務局総務課職員、受信者は五所川原市秘書課長である。このメールには次の記載がある。

「頂いた原稿を元に、改訂案を作成しました。現在、両議員に内容確認を依頼中です」「小林様でもご一読いただき、事実と異なる等の部分について、ご指摘等頂きたくよろしく願います。」「できるだけ3月9日（月）中にお願ひしたくよろしく願ひいたします。」

これらの記載から、報告書は、派遣された議員らによって作成されたものではなく、五所川原市秘書課長が作成した文書を基に、青森県議会事務局総務課職員によって作成されたものである蓋然性が極めて高いことが窺える。

㊧ 小括

以上のことから、報告書記載内容等は、前記の調査目的に照らし明らかに不合理なもので、実際にどのような調査が行われたのかについての記載は皆無というほかなく、したがって、県議らによる本件旅行は、実質的には調査研究に名を借りて五所川原市の事業に同伴、随行した単なる観光旅行であったと言わざるをえない。

また、本件派遣決定においては、派遣目的が議会の機能を適切に果たすために必要のないものであり、報告書の記載内容からしても視察先や日程等が派遣目的に照らして明らかに不合理である、本来議員を派遣することはできない場合であったというべきである。上記最高裁が判示した議会による議員派遣についての判断枠組みに照らしても、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があることは明らかで、本件派遣決定及びこれに伴う公金支出等は違法・不当である。

したがって、派遣議員らは、法律上の原因なく支出された公金相当額を

利得しており、青森県に対し、支給を受けた公金相当額の不当利得返還義務を負う（最判平成15年1月17日民集57巻1号1頁等。）にもかかわらず、青森県は、派遣議員らに対してかかる金員の返還請求等、必要な措置を怠っている。

以上より、本件で、違法若しくは不当な公金の支出ないし財産の管理を怠る事実の存在等は明らかで、係る事態を是正すべく必要な措置を講ずべきことは明らかである。

才 結論

以上から、本件海外視察は、極めて不合理なものであり、本件派遣決定及びこれに伴う公金支出等の違法・不当性は明らかである。請求人は、本件事案に鑑み、青森県内部における適正な自浄作用がなされるよう、必要かつ十分な監査及び適切な措置がなされることを強く望むものである。

第4 請求の受理

本件監査請求については、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定する所定の要件を備えているものと認め、平成28年2月26日にこれを受理した。

第5 監査の実施

1 監査委員の辞退

本件監査請求は県議会議員の海外派遣に関するものであるため、県議会議員である夏堀浩一監査委員及び沼尾啓一監査委員については、法第199条の2の規定の趣旨を踏まえ、監査を辞退する申し出があったので、本件監査には加わらなかった。

2 監査対象事項

神山久志議員及び寺田達也議員が平成27年2月10日から同年2月17日までの日程で実施した「五所川原市立安武多を活用した青森県とブラジルの国際交流及び青森県の国際観光振興に関する調査」（以下「本件海外派遣」という。）に係る公金（旅費）の支出を監査対象事項とした。

3 監査対象機関等

本件海外派遣に係る公金の支出事務を担当している青森県議会事務局（以下「議会事務局」という。）を監査対象機関とした。

また、法第199条第8項の規定により、青森県議会議長（以下「議長」という。）及び本件海外派遣に参加した議員（以下「派遣議員」という。）を関係人

として調査を実施した。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第6項の規定により、平成28年3月15日、証拠の提出及び陳述の機会を設け、また、同条第7項の規定により、本件の監査対象機関である議会事務局の職員の立会いを認めた。

第6 監査の結果

監査は、請求人から提出された青森県知事措置請求書及び事実証明1から事実証明22までの証拠並びに監査対象機関が保管する関係書類を確認するとともに、監査対象機関である議会事務局の職員からの聴き取り及び関係人調査により実施した。

1 関係書類及び議会事務局の職員からの聴き取りにより確認した事実

(1) 本件海外派遣決定の手続等について

ア 法第100条第131項は「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」と定めており、青森県議会議規則第123条第1項では、「法第100条第131項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。」とし、同条第2項では「議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」としている。また、青森県議会議員の議員派遣に関する申し合わせ事項第3第1項では、「議員派遣を提案する議員は、議員派遣提案書をあらかじめ議長に提出することとする。」とし、同第2項では、「議長は、議員派遣の提議に当たって、別記に掲げる基準を助案のうえ、議会運営委員会に諮ることとする。」としている。イ 本件海外派遣については、平成26年12月1日付けで、派遣目的「五所川原市立安武多を活用した青森県とブラジルの国際交流及び青森県の国際観光振興に関する調査」、派遣場所「ブラジル（サンパウロ）」、派遣期間「平成27年2月10日～平成27年2月17日」を内容とする議員派遣提案書が議長あて提出された。

議長は当該議員派遣提案書を平成26年12月9日の議会運営委員会に諮り、本件海外派遣は、同日の第280回定例会において議決され、決定された。

ウ また、前記申し合わせ事項別記1第2項では、「海外派遣は、任期中において議員24人以内とする。ただし、任期中において同一の議員は2回派遣で

きない。」と定めているが、本件海外派遣が実施された当時の県議会議員の任期中（平成23年4月30日～平成27年4月29日）に派遣された議員は23名で、同一の議員の派遣はされていない。

(2) 本件海外派遣に係る旅費について

議員の海外派遣については、青森県議会議員の議員派遣に関する申し合わせ事項別記1第3項で、「旅費の支給額は、「青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条列」に基づき算定した額とする。」とし、当該旅費は、同条列第6条第1項第6号の規定に基づき支給することとしており、また、支給方法等については同条列第11条で、この条例の定めのあるもののほか県的一般職の職員の例によることとしている。

外国旅行の旅費の種類については、同条列第9条第1項で鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料、外国旅行雑費及び死亡手当とし、その額については、同条列第2項で鉄道賃、船賃及び航空賃は最上級の運賃の額、外国旅行雑費については一般職の職員の例により計算した額とし、車賃については実費額により、宿泊料、食卓料及び死亡手当については定額によることとしている。ただし、前記申し合わせ事項別記第1第3項ただし書きの規定により、議員1人の支給額の最高限度額は80万円としている。

本件海外派遣の旅費については、平成27年1月16日に、神山久志議員に対し716,770円、寺田達也議員に対し716,645円の計1,433,415円が概算払により支給され、神山久志議員については、同年2月10日に同議員から議会事務局に対し、政務に間に合うよう帰りの移動経路を空路（羽田空港 青森空港）から鉄道（東京駅 新青森駅）へ変更したい旨の連絡があり、議会事務局は同日、当該変更に伴う旅行の変更命令を行った。

本件海外派遣の終了後の平成27年2月25日に当該旅費の精算が行われ、寺田達也議員については追給又は返納はなかったが、神山久志議員については、前記のとおり復路の交通手段の一部を変更したため、同年3月9日に10,080円が追給されている。

本件海外派遣の旅費の内訳は、次のとおりである。

ア 神山久志議員の旅費の内訳	
(ア) 航空賃（国内を除く）	479,060円
(イ) 現地交通費	82,700円
(ウ) 国内交通費（航空賃を含む）	34,555円

(ア) 宿泊料	94,600円
(イ) 旅行雑費	19,000円
(ウ) その他	
a 観光査証取得費用	13,460円
b 航空券取消料	3,473円
(ホ) 合計	726,850円

イ 寺田達也議員の旅費の内訳

(ア) 航空賃（国内を除く）	479,060円
(イ) 現地交通費	82,700円
(ウ) 国内交通費（航空賃を含む）	27,825円
(エ) 宿泊料	94,600円
(オ) 旅行雑費	19,000円
(カ) その他	
a 観光査証取得費用	13,460円
(キ) 合計	716,645円

(3) 本件海外派遣の実施状況について

ア 日程

派遣議員が議長へ提出した議員派遣結果報告書に添付されていた日程表は別表のとおりである。

この日程表では、派遣期間は平成27年2月10日から同年2月17日までの8日間であるが、そのうちの2月10日から11日までの2日間及び2月15日から17日までの3日間の計5日間については、往路、復路の移動時間に費やされており、サンパウロ市に滞在したのは2月12日から14日までの3日間であるが、実際にパレード調査等を実施したのは2月13日と14日の2日間となっている。

イ 調査内容

2月13日及び14日の調査内容について、議員派遣結果報告書の記載を要約すると次のとおりである。

- (ア) 2月13日
- a 山車の待機場で立佞武多の組み立て状況と立佞武多が参加する団体「アギア・ジ・オウロ」の準備状況を確認した後、立佞武多の贈呈式が

挙行された。

b 在伯青森県人会主催による昼食会で、県人会会員と青森県の近況や県人会の活動に関する情報交換など懇談した。

c 東洋人街地区にある在伯青森県人会館を訪問し案内を受け、玉城会長から平成21年の会館修繕費用の支援等の謝辞のほか近況報告を受けた。

(イ) 2月14日

a 午前0時30分にホテルを出発し、控え室で関係者とともに出番を待つ。

b 午前4時55分、山車の横に随行し、カーニバル要員として参加した。

c 午前8時、カーニバル行程の全てを終えてホテルに帰り仮眠を取った。

d 午後1時から総領事公邸で開かれた昼食会に参加し、チーム「アギア・

ジ・オウロ」メンバー、カーニバル参加に協力した関係団体や在伯青森県人会員とカーニバル体験談や様々な情報交換をした。

ウ 派遣期間中の活動

以上、日程表や議員派遣結果報告書の記載内容を見る限り、派遣議員の派遣期間における活動は、派遣目的に沿った活動であることが確認される。

【別表】

月日	都市名	発着	時間	交通機関	スケジュール等	備考
1 2月10日(火)	青森空港 羽田空港	発着	15:25 16:50	JL-1206 バス	空路 羽田空港へ。 着後、バスで移動。 (成田 泊)	
2 2月11日(水)	成田空港 イスタンブール空港	発着	10:25 16:15	TK-0051 専用車	空路 イスタンブール空港へ。 着後、専用車で移動。 (イスタンブール 泊)	
3 2月12日(木)	イスタンブール空港 サンパウロ空港	発着	9:30 19:10	TK-0015 専用車	入国手続き。専用車で移動。 (サンパウロ 泊)	
4 2月13日(金)	サンパウロ	滞在	終日	専用車	オペレート調査等。 (サンパウロ 泊)	
5 2月14日(土)	サンパウロ	滞在	終日	専用車	オペレート調査等。 (サンパウロ 泊)	
6 2月15日(日)	サンパウロ サンパウロ空港 イスタンブール空港	発着	5:15 21:35	専用車 TK-0016	空路へ移動。 空路 イスタンブール空港へ。 乗継ぎ (空港内 休憩)	
7 2月16日(月)	イスタンブール空港 成田空港	発着	1:15 19:30	TK-0052	空路 成田空港へ。 (東京 泊)	
8 2月17日(火)	成田空港 羽田空港 東京駅 新青森駅	発着 発着	12:55 14:15 9:36 12:35	バス JL-1205 新幹線	バスで移動。 空路 青森空港へ	田 寺 神 山

(4) 本件海外派遣終了後の手続について

青森県議会議員の議員派遣に関する申し合わせ事項第5では「議員派遣を終了した議員は、議員派遣結果報告書を作成し、派遣終了後30日以内に議長に提出しなければならない。」と定めており、同第2項では、「議長は、議員派遣の結果を本会議に報告することとし、また、同第3項では、「提出された議員派遣結果報告書は、議会図書室に備え置き、閲覧に供するほか、任期中、議会ホームページに掲載することとしている。」

本件海外派遣については、平成27年2月17日に旅行が終了した後30日以内の同年3月9日付けで議員派遣結果報告書が議長あて提出され、同年3月17日に第281回定例会本会議に報告された。また、同報告書は同年3月17日に議会図書室に備え置かれ、同年3月24日から、派遣議員の任期の末日である同年4月29日までの間、議会ホームページに掲載された。

(5) 議員派遣結果報告書の作成について

請求人から、本件海外派遣の議員派遣結果報告書の作成に関して議会事務局職員との関与についての推認等があったことから、同職員からの聴き取りにより事実関係を確認したところ、次のような説明があった。

前提として、全日程で派遣議員と五所川原市一行は、大凡同じ行程で行動していたものであり、県議会からは事務局職員は参加していなかったが、五所川原市からは事務局職員が随時随時行程を記録をしていたことから、派遣議員は調査報告書を作成するに当たり、五所川原市から当該記録（以下「訪問記録」）に関する資料の提供を受け、参考にしたと聞いている。

議会事務局では、議会の庶務の一環として、議員から提出のあった調査報告書案の字句の校正や内容確認の事務を行う必要があるため、派遣行程中の訪問等事実関係部分の校正作業を効率的に進める上で参考とすべく、同行した五所川原市職員が作成した訪問記録資料の提供を受け（メール中では「頂いた原稿」と称した）、当該調査報告書案の校正作業を行った。その後、校正作業の終了した調査報告書案を「改訂案」と称し、調査報告書案の原作者である神山、寺田両議員へ内容確認を依頼するとともに、訪問記録資料の提供元である五所川原市へも確認の意味でメールしたものである。

2 関係人（議長）に対する調査結果

(1) 請求人の主張に対する議長の見解

ア 議会運営委員会及び本会議における検討について

請求人の「前記議会運営委員会記録のみならず、本会議議録を見て本件派遣旅行の必要性について議会が真摯に検討したということは窺えない。」との主張について

本件派遣は、地方自治法第100条第131項、青森県議会会議規則第123条及び青森県議会議員の議員派遣に関する申し合わせ事項の規定に則し、議会運営委員会に諮った上で議会の議決を得るという、正式な手続をもって決定している。

なお、その過程においては、議会運営委員会に諮った際にはそれぞれの委員が、議会の議決を採った際には議員全員がその必要性について真摯に検討しその場に臨んだものであり、請求人が主張する議会運営委員会や本会議での記録のみをもって議会が真摯に検討しなかったとは言えない。

イ 派遣目的と派遣計画等との合理的関連性について

請求人の「本件派遣決定においては、派遣目的が議会の機能を適切に果たすために必要のないものであり、報告書の記載内容からしても視察先や日程等が派遣目的に照らして明らかに不合理であって、本来議員を派遣することはできない場合であったというべきである。」との主張について

議員派遣結果報告書は、派遣目的に沿った内容となっており、派遣先（視察先）、日程等においても派遣目的を達成するために必要な合理的なものであり、本件派遣決定に不備はない。

ウ 本件海外派遣における議会の裁量権の行使の逸脱又は濫用について

請求人の「上記最高裁判示した議会による議員派遣についての判断枠組みに照らしても、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があることは明らかに、本件派遣決定及びこれに伴う公金支出等は違法・不当である。」との主張について

派遣目的は、青森県議会議員の議員派遣に関する申し合わせ事項の別記1に定める「本県の課題」及び「重要な事務」に関する調査であり、行き先や日程等も派遣目的に照らして合理的である。さらに、議員派遣結果報告書は、派遣目的に沿った内容となっており、派遣先（視察先）、日程等においても派遣目的を達成するために必要な合理的なものであり、本件派遣決定に不備はないことから、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用は無く、よって本件派遣決定及びこれに伴う公金支出に違法・不当なところはない。

(2) 監査委員が照会をした事項に対する議長の回答

ア 派遣目的と法の規定との関連について

「地方自治法第100条第13項には「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」と規定されていますが、本件海外派遣は、地方自治法第100条第13項の「議案の審査」、「当該地方公共団体の事務に関する調査」又は「その他議会において必要があると認めるとき」のいずれに該当するのかについて

本件派遣は、「当該地方公共団体の事務に関する調査」に当たる。

イ 派遣目的と申し合わせ事項の規定との関連について

「青森県議会議員の議員派遣に関する申し合わせ事項別記第1第1項には「海外派遣は、本県の課題又は重要な事務に関する海外諸国の調査について行う。」と規定されていますが、本件海外派遣は、「本県の課題」又は「重要な事務」のいずれに該当するものとして判断し、決定したのかについて

「五所川原市立佐武多を活用した青森県とブラジルの国際交流に関する調査」については「重要な事務」であり、「五所川原市立佐武多を活用した青森県の国際観光振興に関する調査」については「本県の課題」である。

3 関係人（派遣議員）に対する調査結果

(1) 請求人の主張に対する派遣議員の見解

ア 本件海外派遣の派遣目的等について

「請求人の「一連のFAX送信票記載内容からは本件旅行目的等は神山、寺田議員らによって計画、準備されたものではなく、五所川原市総務部秘書課において市独自の事業として企画し、具体化されたものであったことが窺える。」との主張について

五所川原市の旅行目的は、「立佐武多海外情報発信事業」と聞いている。

一方、我々県議会議員の派遣目的は「五所川原市立佐武多を活用した青森県とブラジルの国際交流及び青森県の国際観光振興に関する調査」であり、五所川原市の旅行目的とは異なっている。

なお、「派遣目的」は我々議員が自ら設定したものであり、請求人が主張するように「五所川原市総務部秘書課において市独自の事業として企画し、具体化された」ものではない。

旅行の内容について、今回、議員派遣を提案するに至った経緯は、県政の重要課題である「人口減少対策」と「地方創生」を考えたときに、具体的な対応施策のひとつとして「観光産業の振興」を検討していたところ、五所川原市の立佐武多がブラジルの大規模な観光イベントに参加するとの情報を得、さらに立佐武多を国際的イベントに参加させることが大変めずらしかったことから、本件を調査することが、本県国際観光の振興という観点での調査目的と合致すると判断したこと。

また、開催地のサンパウロには、在伯青森県人会があり、立佐武多が当イベントに参加するに当たり、在伯青森県人会関係者を中心としたブラジルの皆さんからさまざまな協力を頂いたこともあり、本県を知っていただく上でまたとない交流のチャンスと考えたこと。

このような我々の派遣経緯から、市と我々の目的は異なるものの、別々にするよりも大凡同一の行程とすることが、調査先（訪問先、交流先）の都合や旅行に要する経費等の面において、効率的でもあったことや、大凡同一の行程としても我々も市も支障は想定されなかつたことから、結果的にほぼ同じような旅行の内容となったものである。

なお、市が先に旅行計画を進めていたことや、我々が市と同じ旅行代理店と契約したこともあり、結果として市の協力を受けた面はあるが、旅行を計画するにあたっては、我々と市とはあくまで別個に旅行代理店と調整し契約したものである。

以上のようなことから、旅行内容について、請求者が主張するように「五所川原市総務部秘書課において市独自の事業として企画し、具体化された」ものではない。

旅費については、上記にもあるとおり、我々と市は別々に旅行内容を調整し、旅行代理店と契約している。

また、例えば、同じ航空便でも市がビジネスクラス席を使用していた便で、我々はエコノミークラス席を使用した場合があったことなどからもわかるように、市と我々は別々の規定をもとに旅費を算定していることから、請求人が主張するように「五所川原市総務部秘書課において市独自の事業として企画し、具体化された」ものではない。

イ 議員派遣結果報告書の記載等について

(ア) 「2月12日にかかる記載と貼付された写真」の部分について

請求人の「県議らによる調査を独自に行うための特段の打ち合わせがあった」という事実が窺える記載、状況は見受けられない。」、「翌日からの活動内容や日程等についての打ち合わせについても派遣議員らによる調査活動について独自に打ち合わせがあったことについて、報告書からは全く推認し得ない。」との主張について

前記アにも記載したとおり、市と我々の目的はそれぞれ異なっているものの、合理的な理由により大凡同一の行程としたものである。以上のことから調査を行うに当たって我々は当然に派遣目的達成のために行動することを常に念頭に置いていたものであり、翌日の行程等について打ち合わせることはあったものの、本件調査報告書に記載するほどの「独自に打合せ」することは必要なかったものであり、行っていないため記載もしていないものである。

- (イ) 「2月13日にかかる記載と貼付された写真」の部分について
- 請求人の「これら記載からは、議員らによる本件調査の目的を達成するための独自の調査が行われたという事実を窺うことはできない。」との主張について

前記アにも記載したとおり、市と我々の目的はそれぞれ異なっているものの、合理的な理由により大凡同一の行程としたものである。なお、2月13日は、派遣目的のひとつである「国際交流調査」として立佞武多の運行団体への贈呈式に立ち会い、また当該立佞武多の組立や運行等の際に様々ご協力を頂いた本県出身の日系ブラジル人である県人会の皆さん等と交流したものであり、派遣目的と照らして大変有意義だったものである。

- (ウ) 「2月14日にかかる記載と貼付された写真」の部分について
- 請求人の「県政とのかかわりで、具体的などのような調査が実際になされたのかについての記載はない。」との主張について
- 前記アにも記載したとおり、市と我々の目的はそれぞれ異なっているものの、合理的な理由により大凡同一の行程としたものである。

この日の前半は、国際観光調査の一環としてカーニバルに参加した様子、後半は、国際交流調査の一環として総領事公邸で行われた交流会の様子の記述であり、どちらも派遣目的及び県政とのかかわりにおいても大変有意義だったものである。

- (エ) 「2月15日にかかる記載」の部分について
- 請求人の「2月15日も調査をした」という事実の存在を窺える記載はない。」との主張について

前記アにも記載したとおり、市と我々の目的はそれぞれ異なっているものの、合理的な理由により大凡同一の行程としたものである。この日は、現地の早朝5時15分発の飛行機に搭乗する必要があり、実質的にこの日一日は、派遣目的を達成するための一環としての移動日であったものであり、そのような内容の記載は省略したものである。

- (オ) 「視察を終えて」の部分について
- 請求人の「きわめて漠然とした記載であり、本件調査目的達成との関係で、具体的にどのような成果を得たのかは不明のままである。」との主張について

本派遣目的の成果については、「3 視察を終えて」に記載のとおりである。

なお、今回の派遣目的である国際観光調査や国際交流調査についての結果を様々な場面で県政へ反映させるべく、日々の議員活動の中で活かしているが、今後も様々な場面において意見も聞きながら総合的に県政に反映させるべく活用していきたい。

- ウ 議員派遣結果報告書の作成等について
- (ア) 「復命書との比較」の部分について
- 請求人の「県議らの報告書に用いられた写真、記載内容と五所川原市経済部長らの復命書に用いられた写真、記載内容を比較検討すると、写真はほぼ同一のものが同様の配列で用いられている。また、2月12日から15日までの各日に関する記述はとりわけ、酷似している。」との主張について

前記アにも記載したとおり、市と我々の目的はそれぞれ異なっているものの、合理的な理由により大凡同一の行程としたものである。

本派遣について、我々は調査の行程中、市長をはじめ市の幹部と大凡同じ行程で調査先関係者との交流・意見交換等の活動を行っており、我々自身の調査の様子を自ら撮影、記録することは甚だ困難であった。なお、我々に事務職員は随行しなかったが、市では事務職員が随行し一連の記録を作成していたことから、写真や訪問記録資料の提供について協力をお願いし、

我々が調査報告書を作成する際に一部活用させて頂いた部分がある。以上のことから、市作成の復命書と記述の酷似部分があると思われる。

ただし、我々が作成した調査報告書は全体としてあくまで派遣目的に沿ったかたちの内容となっており、以上の事情により、一部、市の復命書と酷似する部分があることをもって議員派遣結果報告書としての体裁にいささかの不都合があるものではない。

(4) 報告書の作成について

請求人の「報告書は、派遣された議員らによって作成されたものではなく、五所川原市秘書課長が作成した文書を基に、青森県議会事務局総務課職員によって作成されたものである蓋然性が極めて高いことが窺える。」との主張について

前記アにも記載したとおり、市と我々の目的はそれぞれ異なっているものの、合理的な理由により大凡同一の行程としたものである。

本派遣について、我々に事務職員は随行しなかったが、市では事務職員が随行し一連の記録を作成していたことから、写真や訪問の記録の提供を受け、我々が調査報告書を作成する際に一部活用させて頂いた部分がある。

また、議会事務局では、議会の庶務の一環として、字句の校正や内容確認の事務を行う必要があるため、調査報告書を案の段階で一度提出するようにとのことであったため提出した。なお、議会事務局では、派遣行程の事実関係部分の校正作業を効率的に進めるため、市幹部に随行した市職員が作成した記録資料の提供を受け、当該調査報告書案の校正作業を行ったとのことである。議会事務局職員は、市とのメールのやり取りの中でそれを「頂いた原稿」と記載したとのことである。

その後、議会事務局職員は、校正作業の終了した調査報告書を、我々に確認すると同時に、市へも確認の意味でメールしたとのことである。議会事務局職員は、市とのメールのやり取りの中でそれを「改訂案」と記載したとのことである。

エ 調査の実体について

請求人の「報告書記載内容等は、前記の調査目的に照らし明らかにな不合理なもので、実際にどのような調査が行われたのかについての記載は皆無というほかなく、したがって、県議らによる本件旅行は、実質的には調査研究に名を借りて五所川原市の事業に同伴、随行した単なる観光旅行であったと言わざるをえない。」との主張について

前記までに記述したとおり、本件議員派遣結果報告書は派遣目的に沿った合理的な内容となっており、本県派遣は、「実質的には調査研究に名を借りて五所川原市の事業に同伴、随行した単なる観光旅行」ではない。

(2) 監査委員が照会した事項に対する派遣議員の回答

ア 派遣目的について

(ア) 派遣目的と申し合わせ事項の規定との関連について

青森県議会議員の議員派遣に関する申し合わせ事項別記第1第1項には「海外派遣は、本県の課題又は重要な事務に関する海外諸国の調査について行う。」と規定していますが、本件海外派遣は、前記申し合わせ事項の「本県の課題」又は「重要な事務」のいずれに該当するものとして企画し提案したのかについて

「五所川原市立佞武多を活用した青森県とブラジルの国際交流に関する調査」については「重要な事務」であり、「五所川原市立佞武多を活用した青森県の国際観光振興に関する調査」については「本県の課題」である。(上記の根拠資料として、「青森県基本計画未来を変える挑戦」冊子及び平成26年度青森県分掌事務等の抜粋資料の写しが提出された。)

(イ) 具体的な調査内容について

本件海外派遣の調査目的は「五所川原市立佞武多を活用した青森県とブラジルの国際交流」及び「青森県の国際観光振興」の二つですが、それぞれテーマでは具体的に何を調査するものだったのかについて
a 「五所川原市立佞武多を活用した青森県の国際観光振興に関する調査」について

県政の重要課題である「人口減少対策」と「地方創生」を考えたときに、具体的な対応施策のひとつとして「観光産業の振興」を検討していたところ、五所川原市の立佞武多がブラジルの大規模な観光イベントに参加することの情報を得たこと、さらに、立佞武多を国際的イベントに参加させることが大変めずらしかったことから、本県国際観光の振興に資すると考え、それに必要な情報を得ること等を目的としていた。

b 「五所川原市立佞武多を活用した青森県とブラジルの国際交流に関する調査」について

派遣地のブラジル・サンパウロには、在伯青森県人会があり、立佞武多が当イベントに参加するに当たり、在伯青森県人会関係者を中心とし

たブラジルの皆さんからさまざまな協力を頂いたこともあり、そういった方々や当イベントで立佞武多運行に関わった現地の方々との交流を通して本県を知っていただくこと等を目的としていた。

イ 本件海外派遣の成果等について
「本件海外派遣が県の施策等に反映された成果等があれば、その具体的な内容をお答えくださいについて」

今回の派遣目的である国際観光調査や国際交流調査についての結果を様々な場面で県政へ反映させるべく、日々の議員活動の中で活かしてきているが、今後も様々な場面において意見も聞きながら総合的に県政に反映させるべく活用していきたい。

4 監査委員の判断

議員の派遣については、法第100条第13項の規定により「議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」とされており、青森県議会会議規則第123条第1項本文の規定では、「議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。」、また、同条第2項で「議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」こととされている。

判例においては、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を通じて合理的な必要性がある場合には、その裁量により議員を国内や海外に派遣することができる」としながらも、「裁量の行使に逸脱又は濫用があるときは、議会による議員派遣の決定が違法となる場合がある」（最高裁判所第3小法廷平成9年9月30日判決）とされている。

したがって、海外派遣の必要性や内容等は、議会の裁量に委ねられているものの、派遣について合理的な目的が全くない場合や派遣計画が調査目的と全く関連性がない場合など裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは違法とすることがあるとされることから、本件海外派遣がそれに当たるか否かについて検討する。

なお、議会での派遣決定手続及び公金支出事務については、法令等の規定に基づき適正に行われているのは、前記1(1)及び(2)のとおりである。

(1) 調査目的について

本件海外派遣の調査目的は、議員派遣提案書のとおり、「五所川原市立佞武多を活用した青森県とブラジルの国際交流及び青森県の国際観光振興に関する

調査」とされている。

これらの調査は、平成25年12月に策定された「青森県基本計画未来を変える挑戦」（計画期間：平成26年度～平成30年度）で戦略的プロジェクトとして位置づけられている人口減少克服プロジェクトの一環として、交流人口の獲得のための国内外への戦略的な情報発信の推進や外国人観光客の誘致の強化・推進等本県が進めている施策に資するものと考えられ、法第100条第13項の「当該普通地方公共団体の事務に関する調査」に該当するとともに、青森県議会議員の議員派遣に関する申し合わせ事項第3第2項の別記1第1項に定める「本県の課題又は重要な事務」に該当するものと認められることから、このような調査目的は合理的で妥当なものであると認められる。

(2) 派遣計画について

ア 調査先について

本県海外派遣の調査先はブラジルサンパウロ市であり、同市のカーニバルに立佞武多を参加させる五所川原市の立佞武多海外情報発信事業の一行に同行することによって前記調査目的を実現しようとしたことを考慮すれば、調査目的と合理的関連性のある調査先が選定されているものと認められる。

イ 日程について

本件海外派遣の日程は平成27年2月10日から同年2月17日までの8日間であるが、そのうちの2月10日から11日までの2日間及び2月15日から17日までの3日間の計5日間については、往路、復路の移動時間に費やされており、サンパウロ市に滞在したのは2月12日から14日までの3日間であるが、実際に調査を実施したのは2月13日と14日の2日間となっている。日本とサンパウロ市との距離やそれに伴う行程、本件海外派遣の調査内容を考慮すれば、調査目的に照らして合理的な行程であったと認められる。

ウ 企画について

請求人は「本件旅行目的、内容の他、旅費についても、神山、寺田議員らによって計画、準備されたものではなく、五所川原市総務部秘書課において市独自の事業として企画し、具体化されたものであったことが窺える。」などと主張する。

しかしながら、本件海外派遣は、派遣議員によって計画されたものであることについては、前記(1)及び(2)のAに記載したことから明らかである。また、旅行内容については、調査目的から、五所川原市の行程と同行することが合

理的なものであり、現地の状況からみても、独自の調査はできなかったものであり、結果として同市の行程に沿って旅行日程を計画することになったが、派遣議員と旅行代理店はそれぞれ個別に本件旅行の契約をしていることは、旅行代理店の旅程表、旅行代金見積書、精算書及び領収証から確認できることである。

よって、本件旅行は神山、寺田議員らによって計画、準備されたものではないとする請求人の主張は当たらない。

(3) 議会における審議について

請求人は「前記議会運営委員会記録のみならず、本会議会議録を見ても本件派遣旅行の必要性について議会が真摯に検討したということは窺えない。」などと主張する。

本件海外派遣については、青森県議会議員の議員派遣に関する申し合わせ事項第3第1項の規定に基づき、平成26年12月1日付けで議員派遣提案書が議長あて提出され、同第2項の規定に基づき、議長は当該議員派遣提案書を同年12月9日の議会運営委員会に諮った上で、青森県議会会議規則第123条第1項の規定に基づき、同日の第280回定例会において議決され決定された。

このように、本件海外派遣は法令等の規定に基づき適正に行われているのであり、会議録に記載がないことをもって真摯に検討したということは窺えないとする請求人の主張は当たらない。

(4) 議員派遣結果報告書について

ア 2月13日の記載内容と調査の実体について

請求人は議員派遣結果報告書の記載について、「2月13日にかかる記載と貼付された写真」の部分で、「議員らによる本件調査の目的を達成するための独自の調査が行われたという事実を窺うことはできない。」などと主張する。

しかしながら、議員派遣結果報告書の記載を見ると、2月13日には、立佞武多の組み立て状況と立佞武多が参加する団体の準備状況を確認した後、立佞武多の贈呈式が挙行され、在伯青森県人会主催による昼食会で県人会会員と青森県の近況や県人会の活動に関する情報交換などの懇談をし、東洋人街地区にある在伯青森県人会館を訪問し案内を受け、玉城会長から平成21年の会館修繕費用の支援等の謝辞のほか近況報告を受けているなどと、調査内容とされる部分は記載されており、調査の事実は確認できる。

よって、議員らによる本件調査の目的を達成するための独自の調査が行われたという事実を窺うことはできないとする請求人の主張は当たらない。

イ 2月14日の記載内容と調査の実体について

請求人は議員派遣結果報告書の記載について、「2月14日にかかる記載と貼付された写真」の部分で、「県政とのかかわりで、具体的にどのような調査が実際になされたのかについての記載はない。」などと主張する。

しかしながら、議員派遣結果報告書の記載を見ると、2月14日には、カーニバル要員として参加し、総領事公邸で開かれた昼食会に参加し、チームのメンバー、関係団体や在伯青森県人会員とカーニバル体験談や様々な情報交換をしたなどと、調査内容とされる部分は記載されており、調査の事実は確認できる。

よって、県政とのかかわりで、具体的にどのような調査が実際になされたのかについての記載はないとする請求人の主張は当たらない。

ウ 2月15日の記載内容と調査の実体について

請求人は議員派遣結果報告書の記載について、「2月15日にかかる記載」の部分で、「2月15日も調査をしたという事実の存在を窺える記載はない」などと主張する。

しかしながら、そもそも2月15日は移動日であり、当初から調査の予定はなかったことから調査は実施されていない。

エ 「視察を終えて」について

請求人は議員派遣結果報告書の「視察を終えて」の部分について、「わざわざ漠然とした記載であり、本件調査目的達成との関係で、具体的にどのような成果を得たのかは不明のままである。」などと主張する。

本件海外派遣の成果等については、議員派遣結果報告書及び派遣議員に対する関係人調査の回答のいずれにおいても、具体性という面では必ずしも十分な記載とはなっていないが、本件海外派遣の成果等については、今後の議員活動の中において反映されることも期待されることである。直ちに県政に反映させなければならぬというものではなく、議員派遣結果報告書の記載が十分でないとしても、そのこと自体によって本件海外派遣の妥当性が否定されるものではない。

また、派遣議員からの回答にあるように、「様々な場面で県政へ反映させるべく、日々の議員活動の中で活かしてきているが、今後も様々な場面にお

いて意見も聞きながら総合的に県政に反映させるべく活用していく」ことは、議員による海外派遣の趣旨に照らしても、許容されるべきものと考えられる。

(5) 報告書の作成について

請求人は議員派遣結果報告書について、「県議らの報告書に用いられた写真、記載内容と五所川原市経済部長らの復命書に用いられた写真、記載内容を比較検討すると、写真はほぼ同一のものが同様の配列で用いられている。また、2月12日から15日までの各日に関する記述はとりわけ、酷似している。」と述べ、加えて、「報告書は、派遣された議員らによって作成されたものではなく、五所川原市秘書課長が作成した文書を基に、青森県議会事務局総務課職員によって作成されたものである蓋然性が極めて高いことが窺える。」などと主張する。

しかしながら、議員派遣結果報告書は、派遣議員が、五所川原市職員が作成した記録や写真を活用して原案を作成し、議会事務局職員による校正作業を経て作成されたものであって、実質的には派遣議員自らが作成したものにはほかならない。

したがって、その内容が五所川原市職員が作成した復命書に類似していたとしても、それをもって派遣議員が作成したものではないという請求人の主張は当たらない。

以上のとおり、本件海外派遣については、調査目的に合理的理由があり、派遣計画と調査目的とに合理的関連性があり、調査内容も調査目的との関連性が認められることから、本件海外派遣が単なる観光旅行であったとはいえない。

したがって、本件海外派遣に係る派遣決定については、その裁量権の行使に逸脱又は濫用があったとはいえない。

5 結論

以上のことから、本件海外派遣に係る公金の支出については違法又は不当なものとは認められない。よって、請求人の請求には理由がないものと認め、これを棄却する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭